



発行
東京都

61

目 次

告 示

- 令和7年度東京都予算の公表
（財務局主計部議案課）
- 令和7年度東京都補正予算の公表
（同）

告 示

- 東京都告示第五百四十五号
令和七年三月二十八日東京都議会の議決を得た令和七年度の東京都予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年四月十四日

東京都知事 小池百合子

令和7年度東京都一般会計予算

予算総則

令和7年度東京都一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,158,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号の1債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）」による。

2 前項のほか、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号の2債務負担行為（損失補償及び保証契約等）」による。

（都債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は350,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

第1号 岁入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 都税		6,929,588,404
	01 都民税	2,158,062,780
	02 事業税	1,717,056,009
	03 繰入地方消費税	815,894,000
	04 不動産取得税	102,698,512
	05 都たばこ税	17,031,290
	06 ゴルフ場利用税	652,487
	07 軽油引取税	35,653,000
	08 自動車税	119,342,987
	09 鉱区税	2,247
	10 固定資産税	1,528,445,567
	11 特別土地保有税	10,000
	12 狩猟税	4,220
	13 事業所税	131,650,615
	14 都市計画税	296,190,138
	15 宿泊税	6,894,501
	16 旧法による税	51
02 地方譲与税		82,831,993

01 石油ガス譲与税	107,973
02 特別とん譲与税	243,000
03 航空機燃料譲与税	118,990
04 地方揮発油譲与税	1,673,840
05 森林環境譲与税	208,325
06 自動車重量譲与税	1,076,009
07 特別法人事業譲与税	79,403,856
03 助成交付金	44,583
01 国有提供施設等所在市町村助成交付金	44,583
04 地方特例交付金	6,199,551
01 地方特例交付金	6,162,960
02 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	36,591
05 特別交付金	3,088,486
01 交通安全対策特別交付金	3,088,486
06 分担金及負担金	23,307,326
01 負担金	23,307,326
07 使用料及手数料	85,473,317
01 使用料	63,407,482
02 手数料	22,065,835
08 国庫支出金	424,010,755

科 目		金	額
款	項		
09 財産収入	01 国庫負担金		227,952,134
	02 国庫補助金		170,894,266
	03 委託金		25,164,355
10 寄附金			50,921,365
11 繰入金	01 財産運用収入		35,313,406
	02 財産売払収入		15,607,959
12 諸収入			619,357,349
13 都債	01 延滞金及加算金		7,210,616
	02 都預金利子		155,000
	03 貸付金元利収入		383,002,716
	04 受託事業収入		54,026,266
	05 収益事業収入		60,385,992

06 利子割精算金収入		1
07 弁償金及報償金		1,356,693
08 物品売払代金		112,453
09 雜入		113,107,612
13 都債		203,397,000
01 都債		203,397,000
14 繰越金		1,000
01 繰越金		1,000
歳 入 合 計		9,158,000,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 議会費		6,013,000
	01 都議会費	6,013,000
02 総務費		382,411,000
	01 総務管理費	63,274,213
	02 政策企画費	12,065,000
	03 子供政策連携費	15,099,000
	04 デジタルサービス費	72,646,000
	05 区市町村振興費	130,735,646
	06 選挙費	12,783,000
	07 防災管理費	18,312,914
	08 統計費	11,467,001
	09 会計管理費	15,045,000
	10 人事委員会費	1,173,000
	11 監査委員費	925,000
	12 建築保全費	16,464,000
	13 退職手当及年金費	12,421,226
03 徴稅費		96,429,000
	01 徴稅管理費	43,848,000

	02 課稅費	14,622,000
	03 徵收費	36,224,000
	04 施設整備費	1,735,000
04 生活文化費		98,092,000
	01 生活文化費	42,803,000
	02 都民安全総合対策費	8,490,000
	03 スポーツ推進費	46,799,000
05 都市整備費		137,584,000
	01 都市整備管理費	12,466,000
	02 都市基盤整備費	21,956,000
	03 市街地整備費	47,639,000
	04 建築行政費	6,505,000
	05 住宅政策費	49,018,000
06 環境費		217,678,000
	01 環境管理費	8,430,000
	02 環境保全費	193,649,000
	03 廃棄物費	15,599,000
07 福祉費		1,211,168,000
	01 福祉管理費	8,182,000
	02 生活福祉費	81,865,000

科 目		金	額
款	項		
03 子供・子育て支援費	03 子供・子育て支援費		544,869,000
	04 高齢者施策推進費		279,770,000
	05 障害者施策推進費		253,644,000
	06 施設整備費		42,838,000
08 保健医療費			545,161,000
01 保健医療管理費	01 保健医療管理費		6,082,000
	02 保健政策費		345,800,000
	03 医療政策費		95,064,000
	04 都立病院支援費		60,124,000
	05 健康安全費		12,021,000
	06 感染症対策費		8,232,000
	07 施設整備費		17,838,000
09 産業労働費			796,275,000
01 労働委員会費	01 労働委員会費		632,000
	02 産業労働管理費		18,008,000
	03 商工業振興費		650,140,000
	04 農林水産費		31,191,000
	05 労働費		63,257,000

06 施設整備費		14,398,000
	07 スタートアップ戦略推進費	18,649,000
10 土木費		656,728,000
01 土木管理費	01 土木管理費	24,146,000
	02 道路橋梁費	404,132,000
	03 河川海岸費	146,030,000
	04 公園整備費	82,420,000
11 港湾費		171,509,000
01 港湾管理費	01 港湾管理費	780,000
	02 東京港整備費	147,115,000
	03 島しょ等港湾整備費	23,614,000
12 教育費		1,047,801,000
01 教育管理費	01 教育管理費	81,756,000
	02 小中学校費	558,047,000
	03 高等学校費	167,037,000
	04 特別支援学校費	109,051,000
	05 福利厚生費	1,430,000
	06 退職手当及年金費	24,776,000
	07 教育指導奨励費	47,838,000
	08 社会教育費	12,669,000

科 目		金 額
款	項	
	09 施設整備費	45,197,000
13 学務費		317,073,000
	01 東京都公立大学法人支援費	31,802,000
	02 私立学校振興費	284,954,000
	03 育英資金費	317,000
14 警察費		713,399,000
	01 警察管理費	577,666,449
	02 退職手当及年金費	14,588,249
	03 警察活動費	64,395,555
	04 警察施設費	56,748,747
15 消防費		299,175,000
	01 消防管理費	225,463,000
	02 消防活動費	40,290,000
	03 消防団費	4,701,000
	04 退職手当及年金費	4,890,000
	05 建設費	23,831,000
16 公債費		287,177,000
	01 公債費	287,177,000

17 諸支出金		2,169,327,000
	01 財産費	30,759,000
	02 他会計支出金	1,467,616,980
	03 収用委員会費	421,000
	04 諸費	670,530,020
18 予備費		5,000,000
	01 予備費	5,000,000
歳 出 合 計		9,158,000,000

第2号 緑越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
05 都市整備費			5,864,000
	02 都市基盤整備費		1,075,000
		1 地下高速鉄道建設助成	1,075,000
	03 市街地整備費		3,579,000
		1 第二市街地整備事務所整備	24,000
		2 無電柱化促進助成	87,000
		3 都市防災施設整備事業	88,000
		4 土地区画整理助成	437,000
		5 市街地再開発事業助成	206,000
		6 臨海都市基盤関連街路整備	184,000
		7 都市改造	2,553,000
	05 住宅政策費		1,210,000
		1 住宅管理事業	38,000
		2 住宅建設事業	1,073,000
		3 区市町村住宅供給助成	99,000
06 環境費			189,000
	02 環境保全費		189,000

		1 緑地整備	16,000
		2 自然公園整備	153,000
		3 小笠原公園整備	20,000
09 産業労働費			1,641,000
	04 農林水産費		1,641,000
		1 農地等整備費補助	351,000
		2 林道整備及び治山事業	445,000
		3 木製材生産流通対策	19,000
		4 林業労働力対策	67,000
		5 農林災害復旧	759,000
10 土木費			74,250,000
	01 土木管理費		719,000
		1 管理事務(土木管理)	6,000
		2 土木技術	3,000
		3 庁舎整備	104,000
		4 土木補助	560,000
		5 生活再建資金貸付	46,000
	02 道路橋梁費		42,904,000
		1 駐車場管理	337,000
		2 道路維持	29,000

款	項	事業名	金額
		3 橋梁維持	934,000
		4 道路補修	7,345,000
		5 交通安全施設	5,884,000
		6 道路灾害防除	957,000
		7 道路整備	3,271,000
		8 街路整備	19,018,000
		9 橋梁整備	4,799,000
		10 小笠原道路整備	330,000
	03 河川海岸費		24,007,000
		1 水防	28,000
		2 河川防災	1,785,000
		3 河川環境整備	327,000
		4 中小河川整備	13,860,000
		5 高潮防護施設	6,765,000
		6 砂防海岸整備	1,178,000
		7 小笠原河川整備	64,000
	04 公園整備費		6,620,000
		1 公園管理	4,000
		2 公園整備	4,819,000

		3 動物園整備	735,000
		4 霊園葬儀所整備	1,045,000
		5 小笠原公園整備	17,000
11 港湾費			22,729,000
	02 東京港整備費		19,891,000
		1 港湾整備	15,825,000
		2 環境整備	634,000
		3 東京港廃棄物処理場建設	1,865,000
		4 海岸保全施設建設	1,567,000
	03 島しょ等港湾整備費		2,838,000
		1 港湾整備	1,460,000
		2 漁港整備	858,000
		3 海岸保全施設整備	210,000
		4 空港整備	310,000
14 警察費			1,282,000
	01 警察管理費		994,000
		1 警察装備器材管理	994,000
	03 警察活動費		288,000
		1 交通安全施設管理	187,000
		2 交通安全施設整備	101,000

款	項	事業名	金額
15 消防費			5,439,000
	02 消防活動費		5,155,000
		1 消防装備整備	5,155,000
	05 建設費		284,000
		1 消防施設整備	284,000
合	計		111,394,000

第3号の1 債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）

(単位 千円)

番号	事項	期間	限度額
1	空飛ぶクルマ実装プロジェクト業務委託（政策企画局）	令和8年度～令和9年度	70,000
2	東京発国際ネットワーク推進事業	令和8年度	170,000
3	都庁舎放送設備等保守委託（政策企画局）	令和8年度	8,436
4	子供・子育てセンター業務委託	令和8年度	47,149
5	TEENS SQUARE業務委託	令和8年度	32,500
6	こども都庁モニター業務委託	令和8年度	36,329
7	中高生政策決定参画プロジェクト業務委託	令和8年度	26,850
8	子供に関する定点調査委託	令和8年度	30,000
9	都庁舎放送設備等保守委託（総務局）	令和8年度	77
10	入都式運営業務委託	令和8年度	1,859
11	東京都職員個人番号収集・管理委託	令和8年度～令和10年度	146,583
12	職員住宅改修工事	令和8年度	26,843
13	職員住宅補修工事	令和8年度	10,479
14	災害対策要員用住宅改修工事実施設計委託	令和8年度	125,012
15	三宅支庁職員住宅建築工事	令和8年度	629,311
16	三宅支庁職員住宅改築工事	令和8年度～令和9年度	10,044
17	八丈支庁職員住宅改修工事	令和8年度	310,709
18	防災ブック保管配達委託	令和8年度	20,000
19	帰宅困難者対策調査業務委託	令和8年度	14,301

番号	事 項	期 間	限 度 額
20	住宅事業者への感震ブレーカー購入費補助	令 和 8 年 度	90,000
21	東京都生計分析調査に係る電子調査票開発業務委託	令 和 8 年 度	3,902
22	東京都社会的責任調達指針に関する通報受付窓口運用業務委託	令 和 8 年 度	70,400
23	庁有車運行管理業務委託	令 和 8 年 度	239,976
24	都庁舎案内等業務委託	令 和 8 年 度	234,552
25	都庁舎特別会議室等備品等購入	令 和 8 年 度	71,466
26	都庁舎建物管理委託	令和 8 年度～令和 10 年度	3,305,924
27	都庁舎電話交換業務委託	令 和 8 年 度	91,791
28	都庁舎放送設備等保守委託(財務局)	令 和 8 年 度	73,902
29	都庁舎設備改修工事	令和 8 年度～令和 12 年度	16,820,902
30	都庁舎設備改修工事設計委託	令 和 8 年 度	90,625
31	都庁舎設備改修工事手法検討支援業務委託	令 和 8 年 度	119,581
32	公有財産関係事務に関する測量委託	令 和 8 年 度	5,776
33	旧大塚高等職業技術専門校解体工事	令和 8 年度～令和 9 年度	35,159
34	財産情報システムの再構築	令和 8 年度～令和 9 年度	263,090
35	スマートシティの国内外発信支援業務委託	令 和 8 年 度	33,000
36	地域課題解決型スマート東京普及促進事業	令和 8 年度～令和 9 年度	120,000
37	社会課題解決に向けたスマートサービス実装事業	令和 8 年度～令和 9 年度	640,000
38	西新宿エリアにおけるスマートシティイベントの企画運営業務委託	令 和 8 年 度	100,000

39	島しょ地域の通信環境に関する調査業務委託	令 和 8 年 度	16,480
40	クラウドインフラの構築	令 和 8 年 度	250,000
41	都税事務所電話交換業務委託	令 和 8 年 度	134,811
42	先端技術の活用に向けた調査及び改善支援業務委託	令 和 8 年 度	80,163
43	都税事務所等建物管理委託	令 和 8 年 度	487,325
44	次期税務基幹システムの構築	令 和 8 年 度	890,957
45	所得税等確定申告書の閲覧等委託	令 和 8 年 度	70,528
46	新宿都税事務所仮庁舎賃借	令和 8 年度～令和 14 年度	2,441,689
47	小平合同庁舎仮庁舎賃借	令和 8 年度～令和 10 年度	25,405
48	公衆浴場確保浴場融資利差補助	令和 8 年度～令和 27 年度	24,493
49	公衆浴場改善資金利子補給	令和 8 年度～令和 28 年度	105,355
50	公衆浴場事業承継資金利子補給	令和 8 年度～令和 17 年度	26,346
51	江戸東京たてもの園監視カメラ設備改修工事	令 和 8 年 度	143,320
52	江戸東京たてもの園構内高圧配線工事	令 和 8 年 度	49,659
53	江戸東京たてもの園展示室空調設備改修工事	令 和 8 年 度	20,310
54	東京都現代美術館ターボ冷凍機分解整備工事	令 和 8 年 度	22,200
55	東京文化会館防災行政無線撤去工事	令 和 8 年 度	1,500
56	計量検定所建物管理委託	令 和 8 年 度	19,546
57	スポーツ施設等改修工事	令 和 8 年 度	1,647,835
58	歴史的な価値を有する建造物の保存・活用事業	令 和 8 年 度	12,000

番号	事 項	期 間	限 度 額
59	都市空間における新たな緑の創出事業	令 和 8 年 度	50,000
60	既存ビルのリノベーションによるまちづくり事業	令 和 8 年 度	80,000
61	流域別豪雨対策計画改定調査業務委託	令 和 8 年 度	60,000
62	空飛ぶクルマ実装プロジェクト業務委託（都市整備局）	令和 8 年度～令和 9 年度	70,000
63	地域公共交通の充実・強化に関する調査業務委託	令 和 8 年 度	64,450
64	ホームドア緊急整備促進事業	令和 8 年度～令和 10 年度	21,350,000
65	鉄道駅エレベーター等整備費補助	令 和 8 年 度	20,000
66	第二市街地整備事務所改修工事（都市整備局）	令 和 8 年 度	64,101
67	「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく既存盛土等安全性把握優先度評価調査業務委託	令 和 8 年 度	253,910
68	有明北地区街路整備工事	令 和 8 年 度	351,120
69	移転資金貸付金管理システムの再構築	令 和 8 年 度	19,800
70	墨田五丁目地区整備工事	令 和 8 年 度	57,288
71	花畠北部地区街路整備工事	令 和 8 年 度	47,495
72	六町地区街路整備工事	令 和 8 年 度	417,170
73	補助第 81 号線（東池袋地区）整備工事	令 和 8 年 度	48,396
74	補助第 29 号線（戸越公園駅周辺地区）整備工事	令 和 8 年 度	32,604
75	補助第 46 号線（原町・洗足地区）整備工事	令 和 8 年 度	225,088
76	環状第 4 号線（高輪地区）整備工事	令 和 8 年 度	66,000
77	新宿駅直近地区整備工事	令和 8 年度～令和 12 年度	4,212,099

78	小平合同庁舎解体工事	令 和 8 年 度	236,352
79	区市町村住宅建設工事費補助	令 和 8 年 度	26,301
80	民間住宅建設資金利子補給	令和 8 年度～令和 29 年度	216,750
81	宅地建物取引業免許等業務委託	令 和 8 年 度	27,977
82	建築物における環境性能に関する調査業務委託	令 和 8 年 度	65,906
83	都有施設への再生可能エネルギー発電設備等設置工事	令 和 8 年 度	3,149,477
84	工場跡地等の事業転換促進に向けた持続可能な土壤汚染対策支援事業	令和 8 年度～令和 9 年度	114,000
85	ディーゼル車買替促進融資利子及び信用保証料補助	令和 8 年度～令和 14 年度	23,684
86	浜町水質汚濁常時監視室取水装置撤去工事	令 和 8 年 度	25,100
87	小河内ダム園地改修工事	令 和 8 年 度	44,180
88	大路池園地改修工事	令 和 8 年 度	51,900
89	三池浜園地改修工事	令 和 8 年 度	66,742
90	多幸湾公園炊事棟等建築工事	令 和 8 年 度	84,770
91	多幸湾公園炊事棟等建築工事監理委託	令 和 8 年 度	3,198
92	奥多摩湖畔公園山のふるさと村ケビン等改修工事	令 和 8 年 度	113,489
93	景信山園地改修工事	令 和 8 年 度	137,072
94	東京の自然公園ビジョン改定調査業務委託	令 和 8 年 度	21,636
95	資源循環情報共有サブシステムの構築	令 和 8 年 度	74,690
96	車両変更届電子化サブシステムの構築	令 和 8 年 度	78,958
97	産業廃棄物処理業者情報システムの再構築	令和 8 年度～令和 9 年度	170,720

番号	事 項	期 間	限 度 額
98	消防車両の購入	令和 8 年度～令和 9 年度	65,600
99	新海面処分場内送水設備整備工事設計委託	令 和 8 年 度	20,760
100	新海面処分場内道路整備工事	令 和 8 年 度	343,307
101	第三排水処理場機械設備改修工事	令 和 8 年 度	79,796
102	第三排水処理場耐震補強工事	令 和 8 年 度	223,720
103	第三排水処理場電気設備改修工事	令 和 8 年 度	398,138
104	海底圧送管整備工事	令和 8 年度～令和 9 年度	2,649,176
105	独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助	令和 8 年度～令和 37 年度	1,583,956
106	老人保健施設建設資金利子補給	令和 8 年度～令和 37 年度	7,755
107	民間社会福祉施設建替促進施設設備保守管理委託	令 和 8 年 度	15,780
108	板橋キャンパス管理委託	令 和 8 年 度	40,856
109	東村山キャンパス管理委託	令 和 8 年 度	13,105
110	女性の健康及び妊娠・出産に関する相談窓口運営業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	156,786
111	特定妊婦等に対する相談支援及び産科受診等支援業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	17,380
112	東京都出産・子育て応援事業業務委託	令 和 8 年 度	2,760,260
113	子供家庭総合センター建物管理委託	令 和 8 年 度	136,157
114	児童相談センター新宿一時保護所建物管理委託	令 和 8 年 度	10,458
115	足立児童相談所建物管理委託	令 和 8 年 度	29,832
116	児童相談所虐待対応ダイヤル等業務委託	令 和 8 年 度	50,974

117	児童相談所夜間緊急連絡ダイヤル業務委託	令 和 8 年 度	346,486
118	誠明学園建物管理委託	令 和 8 年 度	12,827
119	女性相談支援センター給食調理等業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	69,858
120	障害者福祉会館建物管理委託	令 和 8 年 度	46,333
121	北療育医療センター電子カルテシステムの構築	令 和 8 年 度	314,095
122	府中療育センター給食調理等業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	289,820
123	府中療育センター病棟作業等業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	99,500
124	府中療育センター医事業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	198,634
125	府中療育センター洗濯業務委託	令 和 8 年 度	54,565
126	府中療育センター建物管理委託	令 和 8 年 度	16,914
127	府中療育センター植栽等維持管理業務委託	令 和 8 年 度	19,800
128	府中療育センター電子カルテシステムの構築	令 和 8 年 度	297,210
129	東大和療育センター電子カルテシステムの構築	令 和 8 年 度	182,163
130	中部総合精神保健福祉センター建物管理委託	令 和 8 年 度	44,638
131	多摩総合精神保健福祉センター建物管理委託	令 和 8 年 度	64,674
132	板橋キャンパス守衛所解体工事	令 和 8 年 度	19,651
133	小平児童相談所改修工事	令 和 8 年 度	13,565
134	八王子児童相談所一時保護所改築工事	令和 8 年度～令和 14 年度	3,116,629
135	小山児童学園改修工事	令和 8 年度～令和 11 年度	196,424
136	八街学園改修工事	令 和 8 年 度	25,391

番号	事項	期間	限度額
137	萩山実務学校改修工事	令和8年度	363,939
138	北療育医療センター非常用発電機設備改修工事	令和8年度	11,507
139	北療育医療センター冷温水発生機改修工事	令和8年度	8,026
140	多摩療護園昇降機設備改修工事	令和8年度	85,451
141	広尾看護専門学校建物管理委託	令和8年度	27,829
142	荏原看護専門学校建物管理委託	令和8年度	41,149
143	府中看護専門学校建物管理委託	令和8年度	19,358
144	北多摩看護専門学校建物管理委託	令和8年度	23,105
145	青梅看護専門学校建物管理委託	令和8年度	21,976
146	南多摩看護専門学校建物管理委託	令和8年度	47,644
147	板橋看護専門学校建物管理委託	令和8年度	57,640
148	多摩小平保健所昇降機設備改修工事	令和8年度	23,307
149	島しょ保健所小笠原出張所改修工事	令和8年度～令和9年度	63,756
150	北多摩看護専門学校改修工事	令和8年度	241,830
151	南多摩看護専門学校改修工事	令和8年度～令和11年度	2,771,345
152	旧板橋看護専門学校解体工事	令和8年度	340,945
153	薬用植物園愛電設備改修工事	令和8年度	21,914
154	フィンテック企業に対する海外進出支援事業業務委託	令和8年度	23,734
155	東京国際展示場改修工事	令和8年度～令和10年度	8,336,005

156	東京国際フォーラム改修工事	令和8年度	477,245
157	ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業業務委託	令和8年度～令和10年度	364,467
158	インキュベーション施設運営業務委託	令和8年度～令和9年度	166,854
159	インキュベーション施設改築工事基本設計委託	令和8年度	24,190
160	世界に羽ばたくアニメーター等の育成支援	令和8年度～令和9年度	120,000
161	世界に羽ばたくアニメーター等の育成支援業務委託	令和8年度～令和9年度	38,720
162	青山創業促進センター運営業務委託	令和8年度～令和9年度	347,138
163	女性ベンチャー成長促進事業業務委託	令和8年度	262,273
164	スタートアップの成長に向けた採用・組織構築支援事業業務委託	令和8年度	170,263
165	多様な主体によるスタートアップ支援展開事業	令和8年度～令和9年度	3,800,000
166	多様な主体によるスタートアップ支援展開事業業務委託	令和8年度～令和9年度	205,838
167	小中学校向け起業家教育推進事業業務委託	令和8年度	30,000
168	高校生起業家養成プログラム事業業務委託	令和8年度	97,785
169	スタートアップ総合支援拠点運営業務委託	令和8年度～令和9年度	760,178
170	社会起業家創出・育成支援事業業務委託	令和8年度	318,762
171	新事業発掘プロジェクト事業業務委託	令和8年度	285,714
172	スタートアップ社会実装促進事業業務委託	令和8年度	216,881
173	リスタートアントレプレナー支援事業業務委託	令和8年度	195,002
174	事業承継を契機とした第二創業支援事業業務委託	令和8年度	178,375
175	行政課題解決型スタートアップ支援事業	令和8年度	210,000

番号	事 項	期 間	限 度 額
176	行政課題解決型スタートアップ支援事業業務委託	令 和 8 年 度	44,839
177	開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業業務委託	令 和 8 年 度	281,835
178	新事業分野開拓者認定・支援事業業務委託	令 和 8 年 度	38,620
179	先端医療機器アクセラレーションプロジェクト事業業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	84,175
180	アニメーション海外展開ステップアッププログラム事業業務委託	令 和 8 年 度	113,918
181	中小企業等の国際展開の推進事業業務委託	令 和 8 年 度	44,897
182	先端技術を活用した社会課題解決促進事業業務委託	令 和 8 年 度	83,820
183	日系中小製造業等の投資促進事業業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	526,240
184	大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業業務委託	令 和 8 年 度	121,990
185	金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業	令和 8 年度～令和 9 年度	17,900
186	コーポレートベンチャーキャピタルと連携した中小企業・スタートアップの成長促進支援事業	令 和 8 年 度	300,000
187	コーポレートベンチャーキャピタルと連携した中小企業・スタートアップの成長促進支援事業業務委託	令 和 8 年 度	84,260
188	大企業等の保有資産を活用したオープンイノベーション促進事業	令 和 8 年 度	50,000
189	大企業等の保有資産を活用したオープンイノベーション促進事業業務委託	令 和 8 年 度	60,830
190	グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業業務委託	令 和 8 年 度	219,450
191	脱炭素燃料活用における事業化促進支援事業	令 和 8 年 度	44,000
192	グリーントランジストフォーメーション関連産業創出へ向けた早期社会実装化支援事業業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	219,937
193	グリーントランジストフォーメーションスタートアップ開発製品等の需要創出支援事業業務委託	令 和 8 年 度	183,645
194	都内産業の活性化に向けた中堅企業の成長促進事業業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	391,112

195	吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業	令 和 8 年 度	75,000
196	吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業業務委託	令 和 8 年 度	93,132
197	プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業	令和 8 年度～令和 9 年度	200,000
198	プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	63,684
199	マイクログリッド形成推進事業	令和 8 年度～令和 10 年度	440,000
200	グリーン水素の活用事業	令 和 8 年 度	300,000
201	グリーン水素の製造・利活用事業	令和 8 年度～令和 9 年度	1,326,168
202	グリーン水素取引推進事業	令 和 8 年 度	246,417
203	グリーン水素取引推進事業業務委託	令 和 8 年 度	180,883
204	パイプラインを含めた水素供給体制構築事業	令 和 8 年 度	100,000
205	東京における水素実装課題解決技術開発促進事業	令和 8 年度～令和 9 年度	160,000
206	ZEVごみ收集車実装支援事業	令和 8 年度～令和 9 年度	34,500
207	サステナブルトラベラーの獲得に向けた観光促進整備費補助	令和 8 年度～令和 9 年度	1,050,000
208	ナイトタイム観光推進エリアの創出事業	令 和 8 年 度	70,000
209	ナイトタイム観光推進エリアの創出事業業務委託	令 和 8 年 度	20,000
210	東京観光情報センターバスターミナル東京八重洲（仮称）の整備	令 和 8 年 度	75,972
211	先端技術を活用したバリアフリー観光推進事業	令 和 8 年 度	150,000
212	先端技術を活用したバリアフリー観光推進事業業務委託	令 和 8 年 度	18,265
213	デジタルトランジストフォーメーションによる観光データ活用等支援事業業務委託	令 和 8 年 度	53,000
214	特定家畜伝染病防疫体制整備事業業務委託	令 和 8 年 度	42,218

番号	事 項	期 間	限 度 額
215	多様な担い手育成支援施設（仮称）の整備	令 和 8 年 度	327,200
216	農業経営収入保険保険料補助	令 和 8 年 度	7,431
217	農業近代化資金利子補給	令和 8 年度～令和 26 年度	24,645
218	青梅合同庁舎建物管理委託	令 和 8 年 度	17,822
219	林道整備工事	令 和 8 年 度	98,943
220	治山工事	令 和 8 年 度	283,968
221	区市町村施設木造化工事費等補助	令和 8 年度～令和 9 年度	200,700
222	多摩産材流通拠点整備工事設計費補助	令 和 8 年 度	38,700
223	林業近代化資金利子補給	令和 8 年度～令和 22 年度	2,512
224	スマート内水面養殖業推進設備整備工事	令和 8 年度～令和 9 年度	569,987
225	持続可能な網漁業の推進事業業務委託	令 和 8 年 度	10,243
226	漁協運営型陸上養殖プロジェクトの実施	令和 8 年度～令和 11 年度	332,588
227	水産物供給基盤整備事業業務委託	令 和 8 年 度	10,167
228	漁業共済共済掛金補助	令 和 8 年 度	16,500
229	漁業近代化資金利子補給	令和 8 年度～令和 30 年度	82,780
230	林道災害復旧工事	令 和 8 年 度	120,564
231	林地荒廃復旧工事	令 和 8 年 度	232,683
232	デジタルトランスフォーメーションによる島しょ農業基盤の防災力強化整備工事	令 和 8 年 度	51,000
233	小笠原水産センター改修工事	令 和 8 年 度	514,093

234	高年齢者訓練等業務委託	令 和 8 年 度	24,123
235	再就職促進訓練等業務委託	令和 8 年度～令和 10 年度	3,485,284
236	女性向け委託訓練等業務委託	令 和 8 年 度	21,945
237	生徒情報システムの再構築	令 和 8 年 度	132,500
238	農業振興事務所改修工事	令 和 8 年 度	47,770
239	島しょ農林水産総合センター八丈事業所改築工事	令和 8 年度～令和 9 年度	2,214,896
240	農林総合研究センター青梅庁舎改修工事	令和 8 年度～令和 10 年度	2,617,194
241	農林総合研究センター立川庁舎改築工事	令和 8 年度～令和 10 年度	3,679,691
242	農林総合研究センター江戸川庁舎改築工事実施設計委託	令和 8 年度～令和 9 年度	91,762
243	中央・城北職業能力開発センター赤羽校改築工事	令和 8 年度～令和 9 年度	418,812
244	城南職業能力開発センター大田校改築工事	令 和 8 年 度	92,681
245	城東職業能力開発センター江戸川校改修工事	令 和 8 年 度	144,193
246	多摩職業能力開発センター府中校改修工事	令 和 8 年 度	34,711
247	多摩職業能力開発センター八王子校改修等工事	令和 8 年度～令和 15 年度	4,902,836
248	技能検定専用会場（仮称）の整備	令和 8 年度～令和 9 年度	112,867
249	T o k y o I n n o v a t i o n B a s e の運営業務委託	令 和 8 年 度	611,374
250	グローバルイノベーションに挑戦するクラスター創成事業	令 和 8 年 度	1,325,000
251	T I B を核としたイノベーション拠点形成事業	令 和 8 年 度	1,500,346
252	S u s H i T e c h T o k y o の開催	令 和 8 年 度	948,000
253	東京ペイ e SGプロジェクト業務委託	令 和 8 年 度	120,000

番号	事 項	期 間	限 度 額
254	T I B等の場を活用したグローバル・アントレプレナーシップ実践事業	令 和 8 年 度	70,000
255	キングサーモンプロジェクトの実施	令 和 8 年 度	264,000
256	海外ベンチャーキャピタル・アクセラレータ誘致事業	令 和 8 年 度	70,000
257	大学発スタートアップ創出支援事業	令 和 8 年 度	442,000
258	分野特化型カンパニークリエーション創出支援事業業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	171,458
259	S u s H i T e c h G l o b a l プロジェクトの実施	令和 8 年度～令和 9 年度	2,000,000
260	第二市街地整備事務所改修工事(建設局)	令 和 8 年 度	26,056
261	土木管理に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	187,425
262	建設事務所等整備工事	令 和 8 年 度	15,958
263	建設事務所等整備に伴う仮庁舎賃貸借	令和 8 年度～令和 10 年度	737,000
264	建設事務所等移転に伴う備品等購入	令 和 8 年 度	69,508
265	生活再建資金貸付に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	19,800
266	道路整備工事	令和 8 年度～令和 10 年度	6,201,200
267	道路整備に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	1,556,000
268	街路整備工事	令和 8 年度～令和 9 年度	11,952,900
269	街路整備に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	4,815,700
270	橋梁整備工事	令和 8 年度～令和 10 年度	7,857,584
271	橋梁長寿命化工事	令 和 8 年 度	4,181,000
272	橋梁整備に伴う調査設計等委託	令和 8 年度～令和 9 年度	1,997,400

273	小笠原道路整備工事	令和 8 年度～令和 9 年度	1,110,000
274	道路管理に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	127,776
275	駐車場改修工事	令 和 8 年 度	177,150
276	道路維持に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	11,215,899
277	橋梁維持工事	令 和 8 年 度	2,610,494
278	道路補修工事	令 和 8 年 度	17,870,320
279	道路補修に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	1,079,250
280	交通安全施設工事	令 和 8 年 度	3,331,736
281	電線共同溝設置工事	令和 8 年度～令和 9 年度	3,248,850
282	交通安全施設整備に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	805,600
283	道路災害防除工事	令 和 8 年 度	2,319,327
284	道路災害防除に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	856,100
285	河川維持に伴う調査設計等委託	令和 8 年度～令和 11 年度	2,166,150
286	河川防災工事	令 和 8 年 度	4,572,900
287	河川防災に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	648,000
288	河川環境整備工事	令 和 8 年 度	567,000
289	河川環境整備に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	28,000
290	中小河川整備工事	令和 8 年度～令和 17 年度	290,118,017
291	中小河川整備に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	1,603,000
292	高潮防御施設整備工事	令和 8 年度～令和 10 年度	10,634,700

番号	事項	期間	限度額
293	高潮防護施設耐震・耐水対策工事	令和 8 年度～令和 9 年度	14,349,000
294	高潮防護施設整備に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	1,031,000
295	砂防海岸整備工事	令和 8 年度～令和 9 年度	3,072,000
296	砂防海岸整備に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	1,241,500
297	小笠原河川整備工事	令 和 8 年 度	360,000
298	小笠原河川整備に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	28,000
299	公園管理に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	424,414
300	公園整備工事	令 和 8 年 度	8,178,005
301	公園整備に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	269,324
302	動物園整備工事	令 和 8 年 度	1,444,800
303	ジャイアントパンダ保護に係る共同研究事業	令和 8 年度～令和 17 年度	1,503,000
304	靈園葬儀所整備工事	令 和 8 年 度	4,309,019
305	靈園葬儀所整備に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	23,600
306	小笠原公園整備工事	令 和 8 年 度	45,900
307	東京港管理委託	令 和 8 年 度	73,425
308	港湾振興促進委託	令 和 8 年 度	286,920
309	ふ頭運営委託	令和 8 年度～令和 9 年度	150,000
310	東京ヘリポート運営委託	令 和 8 年 度	83,142
311	臨港道路等管理委託	令 和 8 年 度	868,692

312	水門・排水機場等管理委託	令和 8 年度～令和 11 年度	606,068
313	ふ頭建設整備工事	令和 8 年度～令和 9 年度	11,334,175
314	岸壁・道路改修等工事	令 和 8 年 度	1,153,220
315	海上公園整備工事	令 和 8 年 度	3,179,621
316	運河しゅんせつ工事	令 和 8 年 度	28,000
317	中央防波堤外側廃棄物埋立護岸耐震補強工事	令 和 8 年 度	1,799,938
318	新海面処分場整備工事	令 和 8 年 度	7,330,160
319	防潮堤耐震化等整備工事	令和 8 年度～令和 12 年度	10,819,076
320	内部護岸等整備工事	令 和 8 年 度	5,268,710
321	島しょ等空港施設運営委託	令 和 8 年 度	125,948
322	島しょ港湾岸壁等整備工事	令 和 8 年 度	5,601,675
323	島しょ漁港防波堤等整備工事	令 和 8 年 度	1,785,155
324	島しょ港湾海岸保全施設整備工事	令 和 8 年 度	443,700
325	島しょ等空港整備工事	令和 8 年度～令和 9 年度	2,297,770
326	採用試験運営業務委託	令 和 8 年 度	78,700
327	C B T 方式等による基礎力確認テスト運営業務委託	令 和 8 年 度	51,000
328	都立学校校舎等新改築工事	令和 8 年度～令和 19 年度	105,996,784
329	都立学校給食調理等業務委託	令和 8 年度～令和 10 年度	3,078,199
330	都立高等学校海外留学等支援業務委託	令和 8 年度～令和 10 年度	1,093,683
331	都立学校生徒用端末整備業務委託	令 和 8 年 度	216,150

番号	事 項	期 間	限 度 額
332	都立特別支援学校スクールバスの運行	令和 8 年度～令和 12 年度	37,084,505
333	問題作成等業務委託	令 和 8 年 度	23,942
334	メンタルヘルス対策業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	120,500
335	都立学校等建物管理委託	令 和 8 年 度	377,348
336	教職員住宅建築工事	令和 8 年度～令和 10 年度	3,807,073
337	公立小中学校児童・生徒用端末整備費補助	令 和 8 年 度	2,423,989
338	都立学校統合型校務支援システム等入力業務委託	令 和 8 年 度	350,326
339	デジタル技術を活用した戦略的広報業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	267,860
340	教職員人事給与システムの再構築	令 和 8 年 度	19,800
341	都立学校授業料等徴収システムに関する電話相談業務委託	令和 8 年度～令和 9 年度	164,555
342	実習船建造	令和 8 年度～令和 9 年度	330,000
343	警察車両賃貸借	令和 8 年度～令和 16 年度	93,562
344	交通信号施設等移設工事	令 和 8 年 度	74,369
345	警察署庁舎等建物管理委託	令和 8 年度～令和 9 年度	453,903
346	遺失物管理システムの再構築	令 和 8 年 度	472,939
347	警察ヘリコプターの更新	令和 8 年度～令和 9 年度	3,957,030
348	運転免許証更新等業務委託	令和 8 年度～令和 10 年度	2,278,460
349	放置車両確認等事務委託	令和 8 年度～令和 10 年度	4,231,359
350	放置駐車違反管理システムの改修	令 和 8 年 度	109,053

351	パーキングメーター等業務委託	令和 8 年度～令和 10 年度	12,063,313
352	パーキングメーター等撤去及び設置工事	令 和 8 年 度	35,299
353	時間制限駐車区間管理設備開発業務委託	令 和 8 年 度	201,300
354	交通信号施設等整備工事	令 和 8 年 度	2,319,543
355	道路標識の整備	令 和 8 年 度	198,782
356	組織犯罪対策関連システムの構築	令和 8 年度～令和 9 年度	919,472
357	白バイ訓練所訓練コースの整備	令 和 8 年 度	251,120
358	府中運転免許試験場技能試験コースの整備	令 和 8 年 度	97,703
359	警察署庁舎等新改築工事	令和 8 年度～令和 9 年度	9,620,738
360	消防署・出張所等建物管理委託	令 和 8 年 度	356,557
361	消防職員採用試験運営業務委託	令 和 8 年 度	7,228
362	消防業務改善支援業務委託	令 和 8 年 度	49,417
363	総合情報処理システムの更新	令 和 8 年 度	1,387,130
364	消防車両の整備	令 和 8 年 度	275,019
365	指令管制システムの更新	令 和 8 年 度	145,691
366	消防・救急デジタル無線設備の更新	令 和 8 年 度	2,078,208
367	消防ヘリコプターの更新	令和 8 年度～令和 9 年度	8,752,559
368	消防署・出張所等新改築工事	令和 8 年度～令和 12 年度	16,967,401
合 計			840,852,993

第3号の2 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）

(単位 千円)

番号	事項	期間	限度額
1	私立学校教育振興資金金融資損失補償	令和7年度～令和28年度	5,222,844
2	私立高等学校等入学支度金貸付損失補償	令和7年度～令和11年度	250,056
3	東京信用保証協会保証債務履行損失補助	令和7年度～令和15年度	—
4	地域の金融機関連携融資損失補償	令和7年度～令和35年度	84,999,549
5	動産・債権担保融資損失補償	令和7年度～令和25年度	38,400,000
6	農業災害資金金融資等損失補償	令和7年度～令和24年度	50,000
合計			128,922,449

第4号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	
1	デジタルサービス費	1,710,000	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
2	生活文化施設整備費	716,000	
3	スポーツ推進施設整備費	46,000	
4	水資源対策費	108,000	
5	都営住宅整備費	2,628,000	
6	東京都住宅供給公社負担金	805,000	(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
7	気候変動対策費	3,613,000	(4) 債還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、 償還年限を短縮して線上償還をすることがある。
8	自然保護対策費	1,999,000	(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋める ために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
9	災害援護資金貸付金	3,000	イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における 外貨為替相場で換算した金額によることができる。
10	福祉施設整備費	14,853,000	ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、 本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還 する。
11	保健医療施設整備費	98,000	エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。
12	農林水産費	54,000	オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要がある ときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。
13	産業労働施設整備費	2,775,000	

番号	起債の目的	起債限度額
14	道路橋梁整備費	44,378,000
15	河川海岸整備費	68,209,000
16	公園等整備費	10,839,000
17	東京港整備費	9,333,000
18	東京港海岸保全費	4,280,000
19	東京港埠頭株式会社貸付金	5,993,000
20	島しょ等港湾整備費	6,671,000
21	都立学校整備費	13,047,000
22	社会教育施設等整備費	336,000
23	大学施設整備費	672,000
24	私立学校振興費	742,000
25	警察施設整備費	3,639,000
26	消防施設整備費	5,850,000
合計		203,397,000

令和7年度東京都特別区財政調整会計予算

予算総則

令和7年度東京都特別区財政調整会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,277,477,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入

科 目		金額
款	項	
01 繰入金		1,277,476,980
	01 一般会計繰入金	1,277,476,980
02 諸収入		10
	01 都預金利子	10
03 繰越金		10
	01 繰越金	10
歳 入	合 計	1,277,477,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 特別区交付金		1,277,477,000
	01 特別区財政調整交付金	1,277,477,000
歳 出	合 計	1,277,477,000

令和7年度東京都地方消費税清算会計予算

予算総則

令和7年度東京都地方消費税清算会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入3,087,127,000円、歳出2,802,875,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入		金額
科	目	
款	項	
01 地方消費税		2,128,569,000
	01 地方消費税	2,128,569,000
02 諸収入		549,269,000
	01 地方消費税清算金収入	549,268,000
	02 都預金利子	1,000
03 繰越金		409,289,000
	01 繰越金	409,289,000
歳入合計		3,087,127,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金	額
款	項		
01 地方消費税清算費			2,802,875,000
	01 地方消費税清算費		2,802,875,000
歳 出 合 計			2,802,875,000

歳入歳出差引残額

284,252,000千円

令和7年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算

予 算 総 則

令和7年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ372,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 帳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金	額
款	項		
01 事業収入			8,562
	01 貸付金元利収入		8,562
02 諸収入			200
	01 都預金利子		199
	02 雜入		1
03 繰越金			363,238
	01 繰越金		363,238
歳 入 合 計			372,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金	額
款	項		
01 貸付費			372,000
	01 貸付費		372,000
歳 出 合 計			372,000

令和7年度東京都国民健康保険事業会計予算

予算総則

令和7年度東京都国民健康保険事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,091,996,000千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 岁入歳出予算

(単位 千円)

歳入		
科	目	金額
款	項	
01 分担金及負担金		446,825,256
	01 負担金	446,825,256
02 国庫支出金		289,638,845
	01 国庫負担金	260,295,980
	02 国庫補助金	29,342,865
03 前期高齢者交付金		221,904,454
	01 前期高齢者交付金	221,904,454
04 共同事業交付金		3,716,358
	01 共同事業交付金	3,716,358
05 出産育児交付金		101,241
	01 出産育児交付金	101,241
06 財産収入		111,023
	01 財産運用収入	111,023
07 繰入金		89,008,043
	01 繰入金	89,008,043
08 諸収入		1,767,499
	01 都預金利子	1
	02 貸付金元利収入	256,562

	03 雜入	1,510,936
09 繰越金		38,923,281
	01 繰越金	38,923,281
歳 入 合 計		1,091,996,000

歳出		(単位 千円)
科	目	金額
款	項	
01 国民健康保険事業費		1,091,996,000
	01 国民健康保険事業費	1,091,996,000
歳 出 合 計		1,091,996,000

令和7年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算

予算総則

令和7年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,953,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入		
科	目	金額
款	項	
01 事業収入		2,842,519
	01 返還金	2,838,411
	02 利子収入	3,761
	03 契約違約金	347
02 繰入金		147,476
	01 一般会計繰入金	147,476
03 諸収入		11
	01 都預金利子	10
	02 雜入	1
04 繰越金		2,962,994
	01 繰越金	2,962,994
歳入合計		5,953,000

歳出		(単位 千円)	
科 款	目 項	金	額
01 貸付費			5,953,000
	01 貸付費		5,953,000
歳 出	合 計		5,953,000

令和7年度東京都心身障害者扶養年金会計予算

予 算 総 則

令和7年度東京都心身障害者扶養年金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,141,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入

科 目		金額
款	項	
01 財産収入		119,243
	01 財産運用収入	119,243
02 繰入金		3,021,751
	01 基金繰入金	3,021,751
03 諸収入		5
	01 都預金利子	4
	02 雜入	1
04 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		3,141,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 扶養年金費		3,141,000
	01 扶養年金費	3,141,000
歳 出 合 計		3,141,000

令和7年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計予算

予算総則

令和7年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,329,000千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

第1号 岁入歳出予算

(単位 千円)

歳入		金額
科	目	
款	項	
01 事業収入		5,404,003
	01 公債費負担金	5,404,003
02 繰入金		390,740
	01 繰入金	390,740
03 諸収入		257
	01 都預金利子	256
	02 雜入	1
04 都債		23,534,000
	01 都債	23,534,000
歳入合計		29,329,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 貸付等事業費		29,329,000
	01 貸付等事業費	29,329,000
歳 出 合 計		29,329,000

第2号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額

番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額
1	貸付等事業費	23,534,000

(2) 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

(3) 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 債還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還がある。

(5) その他

ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。

エ 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

オ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。

カ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののはか、公債証券を発行することができる。

令和7年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算

予算総則

令和7年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ337,000千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 岁入歳出予算

(単位 千円)

歳入		
科	目	金額
款	項	
01 事業収入		313,100
	01 貸付金元利収入	313,000
	02 契約違約金	100
02 繰入金		9,000
	01 一般会計繰入金	9,000
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		14,899
	01 繰越金	14,899
歳入合計		337,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 助成費		337,000
	01 助成費	337,000
歳 出 合 計		337,000

令和7年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算

予 算 総 則

令和7年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 帳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 事業収入		5,001
	01 貸付金元金収入	5,000
	02 契約違約金	1
02 繰入金		997
	01 一般会計繰入金	997
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		45,001
	01 繰越金	45,001
歳 入 合 計		51,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 助成費		51,000
	01 助成費	51,000
歳 出 合 計		51,000

令和7年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算

予算総則

令和7年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入		
科	目	金額
款	項	
01 事業収入		3,571
	01 貸付金元金収入	3,570
	02 契約違約金	1
02 繰入金		997
	01 一般会計繰入金	997
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		43,431
	01 繰越金	43,431
歳入合計		48,000

歳出		(単位 千円)
科 款	目 項	金 額
01 助成費		48,000
	01 助成費	48,000
歳 出	合 計	48,000

令和7年度東京都と場会計予算

予 算 総 則

令和7年度東京都と場会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,269,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入

科 目		金額
款	項	
01 使用料及手数料		1,362,433
	01 使用料	1,362,267
	02 手数料	166
02 繰入金		4,432,000
	01 一般会計繰入金	4,432,000
03 諸収入		58,566
	01 都預金利子	6
	02 物品売却代金	1
	03 雑入	58,559
04 都債		1,416,000
	01 都債	1,416,000
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入	合 計	7,269,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 と場事業費		7,269,000
	01 と場事業費	7,269,000
歳 出	合 計	7,269,000

第2号 債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	と場施設維持更新に伴う調査委託	令 和 8 年 度	35,979
2	水処理センター中央監視制御設備改修工事	令 和 8 年 度	199,750
3	水処理センター屋上及び外壁改修工事	令 和 8 年 度	81,724
4	水処理センター処理設備改修工事	令和 8 年度～令和 9 年度	530,728
	合 計		848,181

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額	(2) 起債の方法
番号	起 債 の 目 的
1	と場事業費
	起債限度額 1,416,000
	(3) 利率 年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 15. 0 %以内
	(4) 債還の方法 起債のときから据置期間を含め 40 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、 償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
	(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために 必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における 外國為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、 本号に定める条件によって起債することができる。 エ 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還 する。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があ るときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和7年度東京都都営住宅等事業会計予算

予算総則

令和7年度東京都都営住宅等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ190,824,000千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(縫越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号縫越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

第1号 岁入歳出予算

(単位 千円)

歳入		
科	目	金額
款	項	
01 分担金及負担金		456,549
	01 負担金	456,549
02 使用料及手数料		68,115,681
	01 使用料	68,115,341
	02 手数料	340
03 国庫支出金		39,210,571
	01 国庫負担金	38,867,554
	02 国庫補助金	343,017
04 財産収入		2,671,081
	01 財産運用収入	2,671,081
05 繰入金		29,000,931
	01 一般会計繰入金	26,585,808
	02 特別会計繰入金	2,200,000
	03 公営企業会計繰入金	215,123
06 諸収入		5,002,186
	01 都預金利子	50
	02 受託事業収入	233,412
	03 雑入	4,768,724

07 都債		46,367,000
	01 都債	46,367,000
08 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		190,824,000

歳出		(単位 千円)
科	目	金額
款	項	
01 都営住宅等事業費		190,824,000
	01 都営住宅等事業費	190,824,000
歳 出 合 計		190,824,000

第2号 緑越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
01 都営住宅等事業費			21,723,000
	01 都営住宅等事業費		21,723,000
		1 住宅管理事業	831,000
		2 住宅建設事業	20,892,000

第3号 債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）

(単位 千円)

番号	事項	期間	限度額
1	西部住宅建設事務所改修工事	令和 8 年 度	126,284
2	都営住宅使用料等の指定納付受託者による納付等業務委託	令和 8 年 度	11,880
3	都営住宅等営繕工事	令和 8 年度～令和 9 年度	722,831
4	公営住宅建設工事	令和 8 年度～令和 11 年度	62,053,868
5	都営住宅耐震改修工事	令和 8 年 度	320,000
6	地域開発整備事業併存施設建設工事	令和 8 年度～令和 10 年度	433,327
合計			63,668,190

第4号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	都営住宅等事業費	46,367,000	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
			(3) 利率 年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 15. 0 %以内
			(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め 40 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、 償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために 必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における 外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、 本号に定める条件によって起債することができる。 エ 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還 する。 オ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。 カ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要がある ときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和7年度東京都都営住宅等保証金会計予算

予 算 総 則

令和7年度東京都都営住宅等保証金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入 10,100,000 千円、歳出 2,903,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入

科 目		金額
款	項	
01 保証金収入		844,000
	01 住宅保証金収入	658,000
	02 定期借地権保証金収入	186,000
02 繰入金		1,739,000
	01 都営住宅等事業会計繰入金	1,739,000
03 諸収入		2,000
	01 住宅保証金利子収入	900
	02 定期借地権保証金利子収入	1,100
04 繰越金		7,515,000
	01 繰越金	7,515,000
歳 入 合 計		10,100,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 返還金		703,000
	01 住宅保証金返還金	702,000
	02 定期借地権保証金返還金	1,000
02 繰出金		2,200,000
	01 繰出金	2,200,000
歳 出 合 計		2,903,000

歳入歳出差引残額

7,197,000千円

令和7年度東京都都市開発資金会計予算

予算総則

令和7年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,984,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入		金額
科	目 項	
款		
01 財産収入		1,972,251
	01 財産運用収入	69,453
	02 財産売払収入	1,902,798
02 繰入金		11,250
	01 一般会計繰入金	11,250
03 諸収入		498
	01 都預金利子	498
04 都債		1,000,000
	01 都債	1,000,000
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳入合計		2,984,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 用地費		2,984,000
	01 用地費	2,984,000
歳 出 合 計		2,984,000

第2号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額

番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額
1	都市開発用地費	1,000,000

(2) 起債の方法

普通貸借の方法により政府から起債する。

(3) 利率

年 8. 5 %以内

(4) 償還の方法

政府の定める条件により償還する。

繰上償還をすることがある。

(5) その他

起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

令和7年度東京都用地会計予算

予算総則

令和7年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,782,000千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(縫越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号縫越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(物件購入契約等)」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

第1号 岁入歳出予算

(単位 千円)

歳入		
科	目	金額
款	項	
01 財産収入		1,325,061
	01 財産運用収入	1
	02 財産売払収入	1,325,060
02 繰入金		198,000
	01 一般会計繰入金	198,000
03 諸収入		1,241
	01 都預金利子	1,241
04 都債		8,366,000
	01 都債	8,366,000
05 縫越金		3,891,698
	01 縫越金	3,891,698
歳入合計		13,782,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 用地費		13,782,000
	01 用地買収費	13,782,000
歳 出 合 計		13,782,000

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
01 用地費			94,000
	01 用地買収費		94,000
		1 公共用地先行取得	94,000

第3号 債務負担行為(物件購入契約等)

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	諸用地先行取得事務に関する測量委託	令 和 8 年 度	28,807

第4号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額

番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額
1	公共用地先行取得費	8,366,000

(2) 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

(3) 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 偿還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

(5) その他

ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外為替相場で換算した金額によることができる。

ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。

エ 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

オ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。

カ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和7年度東京都公債費会計予算

予算総則

令和7年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,260,519,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為（損失補償及び保証契約等）」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入		金額
科	目	
款	項	
01 財産収入		2,562,687
	01 財産運用収入	2,562,687
02 繰入金		944,885,972
	01 繰入金	944,885,972
03 諸収入		239,341
	01 都預金利子	1,594
	02 雜入	237,747
04 都債		312,831,000
	01 都債	312,831,000
歳入合計		1,260,519,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 公債費		1,260,519,000
	01 公債費	1,260,519,000
歳 出 合 計		1,260,519,000

第2号 債務負担行為(損失補償及び保証契約等)

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	東京都公債の元利金支払事務等の取扱契約	令和 7 年度～令和 47 年度	—

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	一般会計借換資	291,069,000	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
2	都営住宅等事業会計借換資	21,762,000	(3) 利率 年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 15. 0 %以内
	合 計	312,831,000	(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め 30 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、 償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋める ために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における 外貨為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、 本号に定める条件によって起債することができる。 エ 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還 する。 オ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。 カ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要がある ときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和7年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予 算 総 則

令和7年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入 2,474,185 千円、歳出 1,222,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為（工事請負契約）」による。

第1号 帳入歳出予算

(単位 千円)

歳入

科 目		金 額
款	項	
01 使用料及手数料		2
	01 手数料	2
02 繰入金		882,942
	01 公営企業会計繰入金	882,942
03 諸収入		3,775
	01 都預金利子	3
	02 雜入	3,772
04 繰越金		1,587,466
	01 繰越金	1,587,466
歳 入 合 計		2,474,185

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 臨海都市基盤整備費		1,222,000
	01 臨海都市基盤整備費	1,222,000
歳 出 合 計		1,222,000

歳入歳出差引残額

1,252,185千円

第2号 緑越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
01 臨海都市基盤整備費			160,000
	01 臨海都市基盤整備費		160,000
		1 臨海都市基盤整備	160,000

第3号 債務負担行為（工事請負契約）

(単位 千円)

番号	事業項目	期間	限度額
1	有明北地区整備工事	令和8年度	145,200

令和7年度東京都工業用水道事業清算会計予算

予算総則

令和7年度東京都工業用水道事業清算会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,223,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 使用料及手数料		1
	01 手数料	1
02 財産収入		2
	01 財産運用収入	1
	02 財産売払収入	1
03 繰入金		5,976,000
	01 一般会計繰入金	5,976,000
04 諸収入		145,715
	01 都預金利子	5
	02 受託事業収入	1
	03 雑入	145,715
05 繰越金		2,101,276
	01 繰越金	2,101,276
歳 入 合 計		8,223,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金額
款	項	
01 工業用水道事業清算費		8,223,000
	01 工業用水道事業清算費	8,223,000
歳 出 合 計		8,223,000

令和7年度東京都中央卸売市場会計予算

(総則)

第1条 令和7年度東京都中央卸売市場会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間取扱数量及び金額

水産物	460,000t	5,625億円
青果物	1,613,000t	7,718億円
畜産物	81,000t	1,207億円
花き	1,108,000千本	849億円

2 使用料徴収対象面積

卸売業者売場	153,532m ²
仲卸業者売場	39,722m ²
事務所	116,291m ²
その他	389,147m ²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 市場事業収益	22,736,000千円
第1項 営業収益	17,100,975千円
第2項 営業外収益	5,168,004千円
第3項 特別利益	467,021千円
収入合計	22,736,000千円

支出

第1款 市場事業費	42,709,000千円
第1項 営業費用	33,850,123千円
第2項 営業外費用	3,673,858千円
第3項 特別損失	5,184,019千円
第4項 予備費	1,000千円
支出合計	42,709,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額138,967,000千円は、損益勘定
留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 市場資本的収入	347,000千円
第1項 国庫補助金	42,000千円
第2項 その他資本収入	305,000千円
収入合計	347,000千円

支出

第1款 市場資本的支出	139,314,000千円
第1項 建設改良費	6,229,457千円
第2項 企業債償還金	133,066,000千円
第3項 投資	9,000千円
第4項 国庫補助金返納金	9,543千円
支出合計	139,314,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市場管理運営事業	令和8年度～令和10年度	9,604,000千円

市場施設の撤去	令和8年度	67,000千円
中央卸売市場経営強靭化推進事業	令和8年度	86,000千円
旧築地市場解体工事	令和8年度～令和9年度	2,156,000千円
市場建設改良事業	令和8年度～令和9年度	3,767,000千円
合 計		15,680,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は3,234,000千円である。

令和7年度東京都都市再開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度東京都都市再開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

施設建築物工事	2, 399, 251千円
公共施設工事	18, 075千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 都市再開発事業収益	48, 731千円
第1項 営業外収益	48, 731千円
収入合計	48, 731千円

支出

第1款 都市再開発事業費用	10, 000千円
第1項 営業外費用	10, 000千円
支出合計	10, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額373, 361千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）

収入

第1款 資本的収入	5, 500, 639千円
第1項 一般会計負担金	540千円

第2項 公営企業会計負担金	3, 367, 000千円
第3項 国庫補助金	895, 219千円
第4項 都市再開発事業収入	457, 096千円
第5項 雑収入	780, 784千円
収入合計	5, 500, 639千円
支出	
第1款 資本的支出	5, 874, 000千円
第1項 都市再開発事業費	5, 868, 597千円
第2項 国庫補助金返還金	5, 403千円
支出合計	5, 874, 000千円

令和7年度東京都臨海地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度東京都臨海地域開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 埋立地の処分	処分面積	6, 087 m ²
2 埋立地の賃貸	貸付面積	1, 631, 383 m ²
3 主要な建設改良事業		
埋立地造成事業		3, 210, 000千円
環境整備事業		51, 000千円
道路橋梁整備事業		1, 000千円
埋立改良事業		4, 050, 000千円
臨海副都心建設事業		7, 528, 000千円
臨海副都心改良事業		1, 317, 000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 開発事業収益	17, 026, 000千円
第1項 営業収益	13, 971, 233千円
第2項 営業外収益	3, 054, 757千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	17, 026, 000千円

支出

第1款 開発事業費用	6, 037, 000千円
------------	---------------

第1項 営業費用	5, 234, 000千円
第2項 営業外費用	802, 990千円
第3項 特別損失	10千円
支出合計	6, 037, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額61, 597, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	211, 000千円
第1項 雜収入	211, 000千円
収入合計	211, 000千円

支出

第1款 資本的支出	61, 808, 000千円
第1項 埋立事業費	18, 137, 000千円
第2項 投資	43, 671, 000千円
支出合計	61, 808, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
一般管理事業	令和8年度	248, 000千円
埋立地造成事業	令和8年度	2, 348, 000千円
埋立改良事業	令和8年度	3, 800, 000千円
埋立諸事業	令和8年度	57, 000千円
臨海副都心建設事業	令和8年度	267, 000千円
臨海副都心改良事業	令和8年度	1, 458, 000千円

臨海副都心諸事業	令和8年度	81,000千円
合計		8,259,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は10,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 福祉インフラ整備事業負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は19,680千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は25,000千円と定める。

令和7年度東京都港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度東京都港湾事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 港湾施設管理運営事業

荷役機械	3基
上屋	32棟
貯木場	904,747m ²

2 主要な建設改良事業

港湾施設整備事業	71,957,680千円
港湾施設改良事業	419,320千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾事業収益	4,859,000千円
第1項 営業収益	4,297,000千円
第2項 営業外収益	561,990千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	4,859,000千円

支出

第1款 港湾事業費用	4,764,000千円
第1項 営業費用	4,537,000千円
第2項 営業外費用	226,990千円

第3項 特別損失	10千円	
支出去合計	4,764,000千円	
(資本的収入及び支出)		
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,264,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)		
収入		
第1款 資本的収入	72,395,000千円	
第1項 企業債	2,735,000千円	
第2項 一般会計出資金	69,656,771千円	
第3項 長期貸付金返還金	2,744千円	
第4項 雜収入	485千円	
収入合計	72,395,000千円	
支出		
第1款 資本的支出	75,659,000千円	
第1項 建設改良費	72,377,000千円	
第2項 投資	3,282,000千円	
支出合計	75,659,000千円	
(債務負担行為)		
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。		
事項	期間	限度額
管理運営事業	令和8年度	537,000千円
港湾施設整備事業	令和8年度	3,321,000千円
港湾施設改良事業	令和8年度	160,000千円
合計		4,018,000千円
(企業債)		

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。**1 起債の目的及び限度額**

東京港埠頭株式会社貸付金 2,735,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 偿還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して線上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることがある。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。

- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)**第7条 一時借入金の限度額は1,300,000千円と定める。****(他会計からの補助金)****第8条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は780千円である。**

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
土地	品川区八潮二丁目	115,901m ²

令和7年度東京都交通事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度東京都交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事業別	期首在籍車両数	年間走行距離	年間輸送人員	一日平均輸送人員
自動車運送事業	1,452両	42,906千km	231,839千人	635,175人
乗合	1,447両	42,722千km	231,620千人	634,575人
貸切	5両	184千km	219千人	600人
軌道事業	33両	1,461千km	18,739千人	51,340人
新交通事業	100両	8,128千km	35,042千人	96,005人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 自動車運送事業収益	47,838,000千円
第1項 営業収益	45,826,000千円
第2項 営業外収益	2,012,000千円
第2款 軌道事業収益	9,501,000千円
第1項 営業収益	3,499,000千円
第2項 営業外収益	6,002,000千円
第3款 新交通事業収益	9,757,000千円
第1項 営業収益	7,267,000千円
第2項 営業外収益	2,490,000千円
収入合計	67,096,000千円

支出

第1款 自動車運送事業費	49, 015, 000千円
第1項 営業費用	46, 631, 000千円
第2項 営業外費用	2, 364, 000千円
第3項 特別損失	20, 000千円
第2款 軌道事業費	9, 593, 000千円
第1項 営業費用	3, 600, 000千円
第2項 営業外費用	5, 993, 000千円
第3款 新交通事業費	10, 288, 000千円
第1項 営業費用	7, 595, 000千円
第2項 営業外費用	2, 693, 000千円
支出合計	68, 896, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5, 352, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 自動車運送事業資本の収入	5, 711, 000千円
第1項 企業債	5, 594, 000千円
第2項 一般会計補助金	12, 417千円
第3項 財産収入	45, 600千円
第4項 雜収入	58, 983千円
第2款 軌道事業資本の収入	698, 000千円
第1項 企業債	698, 000千円
第3款 新交通事業資本の収入	1, 694, 000千円
第1項 企業債	1, 356, 000千円

第2項 一般会計出資金	338, 000千円
収入合計	8, 103, 000千円

支出

第1款 自動車運送事業資本の支出	8, 911, 000千円
第1項 建設改良費	5, 711, 000千円
第2項 企業債償還金	3, 200, 000千円
第2款 軌道事業資本の支出	2, 070, 000千円
第1項 建設改良費	698, 000千円
第2項 企業債償還金	1, 372, 000千円
第3款 新交通事業資本の支出	2, 474, 000千円
第1項 建設改良費	1, 694, 000千円
第2項 企業債償還金	780, 000千円
支出合計	13, 455, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
自動車改良事業	令和8年度～令和9年度	5, 561, 000千円
軌道改良事業	令和8年度	626, 000千円
軌道補修事業	令和8年度～令和9年度	150, 000千円
軌道受託工事	令和8年度～令和10年度	11, 582, 000千円
新交通改良事業	令和8年度～令和11年度	6, 351, 000千円
新交通補修事業	令和8年度	1, 559, 000千円
新交通受託工事	令和8年度	370, 000千円
合計		26, 199, 000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

建設改良事業

7, 648, 000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 偿還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるものほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は14,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は1,305,417千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は305,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
車両	乗合自動車	114両

令和7年度東京都高速電車事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度東京都高速電車事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 期首在籍車両数	1, 216両
2 年間走行距離	126, 319千km
3 年間輸送人員	963, 525千人
4 一日平均輸送人員	2, 639, 795人
5 主要な建設改良事業 大江戸線環状部施設買取	20, 000, 000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 高速電車事業収益	177, 821, 000千円
第1項 営業収益	160, 325, 000千円
第2項 営業外収益	17, 496, 000千円
収入合計	177, 821, 000千円

支出

第1款 高速電車事業費	172, 639, 000千円
第1項 営業費用	161, 691, 000千円
第2項 営業外費用	10, 948, 000千円
支出合計	172, 639, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額62, 958, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 高速電車事業資本的収入	38, 090, 000千円
第1項 企業債	20, 000, 000千円
第2項 一般会計出資金	14, 065, 000千円
第3項 国庫補助金	1, 906, 435千円
第4項 一般会計補助金	2, 118, 261千円
第5項 雜収入	304千円
収入合計	38, 090, 000千円

支出

第1款 高速電車事業資本的支出	101, 048, 000千円
第1項 建設改良費	73, 700, 000千円
第2項 企業債償還金	15, 318, 000千円
第3項 投資	12, 000, 000千円
第4項 雜支出	30, 000千円
支出合計	101, 048, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
地下鉄改良事業	令和8年度～令和12年度	108, 691, 000千円
地下鉄修繕事業	令和8年度～令和11年度	12, 110, 000千円
地下鉄受託工事	令和8年度～令和12年度	3, 385, 000千円
合計		124, 186, 000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

地下鉄改良事業	18, 264, 000千円
地下鉄特例債	1, 736, 000千円
合計	20, 000, 000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 偿還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることがある。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるものほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は42, 000, 000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 地下鉄建設費補助金等として、一般会計から補助を受ける金額は7, 612, 261千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3, 626, 000千円と定める。

令和7年度東京都電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度東京都電気事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 出力	3 6, 500 kW
2 年間販売電力量	1 14, 480 MWh
3 一日平均販売電力量	3 13, 644 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益	2, 134, 000千円
第1項 営業収益	2, 103, 000千円
第2項 営業外収益	31, 000千円
収入合計	2, 134, 000千円

支出

第1款 電気事業費	1, 480, 000千円
第1項 営業費用	1, 291, 000千円
第2項 営業外費用	189, 000千円
支出合計	1, 480, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 電気事業資本的支出	2 7 8, 0 0 0 千円
---------------	-----------------

第1項 建設改良費	2 7 8, 0 0 0 千円
支出合計	2 7 8, 0 0 0 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電改良事業	令和8年度～令和10年度	4, 925, 000千円

(他会計からの補助金)

第6条 児童手当負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は10, 000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は100千円と定める。

令和7年度東京都水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度東京都水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	1, 557, 820, 000 m ³
2 一日平均配水量	4, 268, 000 m ³
3 給水件数	8, 294, 000 件
4 主要事業	
水源及び浄水施設整備事業	28, 800, 000千円
送配水施設整備事業	146, 600, 000千円
給水設備整備事業	12, 600, 000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	391, 182, 000千円
第1項 営業収益	373, 154, 000千円
第2項 営業外収益	17, 178, 000千円
第3項 特別利益	850, 000千円
収入合計	391, 182, 000千円
支出	
第1款 水道経営費	390, 259, 000千円
第1項 営業費用	374, 409, 000千円
第2項 営業外費用	15, 850, 000千円

支出合計

390, 259, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額98, 505, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

第1款 資本的収入	68, 857, 000千円
第1項 企業債	61, 317, 000千円
第2項 国庫補助金	891, 000千円
第3項 一般会計出資金	860, 000千円
第4項 固定資産売却収入	75, 000千円
第5項 その他資本収入	5, 714, 000千円
収入合計	68, 857, 000千円

支出

第1款 資本的支出	167, 362, 000千円
第1項 建設改良費	155, 848, 000千円
第2項 企業債償還金	11, 514, 000千円
支出合計	167, 362, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道建設改良事業	令和8年度～令和11年度	208, 721, 000千円
水道維持管理事業	令和8年度～令和11年度	34, 173, 000千円
水道施設補修事業	令和8年度～令和10年度	98, 229, 000千円
徴収事務委託事業	令和8年度～令和12年度	15, 427, 000千円
受託事業	令和8年度～令和11年度	8, 002, 000千円

合計	3 6 4, 5 5 2, 0 0 0 千円
(企業債)	
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。	
1 起債の目的及び限度額	
水道建設改良事業	5 9, 6 0 0, 0 0 0 千円
借換資	1, 7 1 7, 0 0 0 千円
合計	6 1, 3 1 7, 0 0 0 千円
2 起債の方法	
証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。	
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。	
3 利率	
年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内	
4 偿還の方法	
起債のときから据置期間を含め 4 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して線上償還をすることがある。	
5 その他	
(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。	
(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることがある。	
(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。	
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。	
(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。	
(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は 2 0, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は 2 2 0, 0 0 0 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は 2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和7年度東京都下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度東京都下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 下水道事業

(1) 管渠管理延長	1 6, 239, 931 m
(2) ポンプ所年間揚水量	893, 000, 000 m ³
(3) 年間処理水量	1, 790, 000, 000 m ³
(4) 料金徴収基準数	6, 116, 261 件
(5) 主要な建設改良事業	

下水道建設事業

196, 000, 000千円

2 流域下水道事業

(1) 管渠管理延長	232, 240 m
(2) ポンプ所年間揚水量	2, 400, 000 m ³
(3) 年間処理水量	403, 600, 000 m ³
(4) 主要な建設改良事業	

流域下水道建設事業

17, 800, 000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	374, 967, 000千円
第1項 営業収益	296, 863, 000千円
第2項 営業外収益	78, 104, 000千円

第2款 流域下水道事業収益	36, 689, 000千円
第1項 営業収益	21, 949, 000千円
第2項 営業外収益	14, 740, 000千円
収入合計	411, 656, 000千円

支出

第1款 下水道管理費	358, 587, 000千円
第1項 営業費用	348, 315, 000千円
第2項 営業外費用	10, 172, 000千円
第3項 予備費	100, 000千円
第2款 流域下水道経営費	39, 554, 000千円
第1項 営業費用	39, 221, 000千円
第2項 営業外費用	333, 000千円
支出合計	398, 141, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額160, 266, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

第1款 下水道事業資本的収入	164, 408, 000千円
第1項 企業債	98, 875, 000千円
第2項 一般会計出資金	7, 496, 000千円
第3項 国庫補助金	51, 521, 000千円
第4項 建設収入	1, 233千円
第5項 その他資本収入	6, 514, 767千円
第2款 流域下水道事業資本的収入	18, 005, 000千円
第1項 企業債	2, 595, 000千円

第2項 一般会計出資金	152,000千円
第3項 国庫補助金	10,000,000千円
第4項 市町村負担金収入	5,199,000千円
第5項 固定資産売却収入	1,000千円
第6項 その他資本収入	58,000千円
収入合計	182,413,000千円
支出	
第1款 下水道事業資本の支出	320,301,000千円
第1項 下水道建設改良費	236,500,000千円
第2項 企業債償還金	83,801,000千円
第2款 流域下水道事業資本の支出	22,378,000千円
第1項 流域下水道改良費	2,700,000千円
第2項 流域下水道建設費	17,800,000千円
第3項 企業債償還金	1,875,000千円
第4項 生活再建対策事業費	3,000千円
支出合計	342,679,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設改良事業	令和8年度～令和11年度	230,694,000千円
下水道維持管理事業	令和8年度～令和9年度	940,000千円
下水道施設補修事業	令和8年度～令和9年度	18,102,000千円
下水道施設の撤去	令和8年度	40,000千円
流域下水道建設改良事業	令和8年度～令和10年度	44,188,000千円
流域下水道施設補修事業	令和8年度～令和9年度	2,266,000千円

合 計 296,230,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

下水道建設改良事業	94,617,000千円
流域下水道建設事業	2,595,000千円
借換資	4,258,000千円
合 計	101,470,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 偿還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることがある。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を

発行することができる。
(一時借入金)
第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。
(他会計からの補助金)
第8条 雨水処理費等として、一般会計から補助を受ける金額は128,369,528千円である。

●東京都告示第五百四十六号

令和七年三月二十八日東京都議会の議決を得た令和七年度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年四月十四日

東京都知事 小池百合子

令和7年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和7年度東京都一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,804,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,178,804,000千円と定める。
2 岁入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 岁入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
11 繰入金		729,717,871	20,804,000	750,521,871
	03 基金繰入金	713,593,275	20,804,000	734,397,275
歳 入	合 計	9,158,000,000	20,804,000	9,178,804,000

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
17 諸支出金		2,169,327,000	20,804,000	2,190,131,000
	02 他会計支出金	1,467,616,980	20,804,000	1,488,420,980
歳 出	合 計	9,158,000,000	20,804,000	9,178,804,000

令和7年度東京都特別区財政調整会計補正予算

予 算 総 則

令和7年度東京都特別区財政調整会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,804,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,298,281,000千円と定める。

2 岁入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01 繰入金		1,277,476,980	20,804,000	1,298,280,980
	01 一般会計繰入金	1,277,476,980	20,804,000	1,298,280,980
歳 入	合 計	1,277,477,000	20,804,000	1,298,281,000

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01 特別区交付金		1,277,477,000	20,804,000	1,298,281,000
	01 特別区財政調整交付金	1,277,477,000	20,804,000	1,298,281,000
歳 出	合 計	1,277,477,000	20,804,000	1,298,281,000

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一
一
一
代
郵便番号 163-8001定価本号
一箇月
(郵送料を含む。)
六、六〇〇円印刷所勝美印株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク。
リサイクルマーク。